

新エネ・省エネ

脱炭素

対応融資

令和6年度版



中小企業向け県制度融資

脱炭素支援資金

をご利用ください！

新エネ・省エネ、脱炭素に係る取組みを支援する中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 1億円

県の利子補給率
最大
0.67%
(信用保証 任意)

年1.4%以内
(新エネ設備特別型、次世代自動車等、
環境性能評価建築物の場合)

[融資期間]
最長10年間
(据置1年以内)

令和6年度から「温室効果ガス排出削減計画」の実施に必要な資金についても使えるようになりました！！

Q：「脱炭素支援資金」とは？

A：中小企業の脱炭素化に向けた取組を支援するための資金です。

- ①「太陽光パネル等（新エネ・省エネ設備）」の導入
- ②温室効果ガス排出削減計画の実施に必要な資金
- ③「次世代自動車等（温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等）」の導入
- ④「環境性能に優れた工場等建築物」に係る設備投資

Q：「温室効果ガス排出削減計画」の実施に必要な資金とは

A：温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出した事業者が、

- ①静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定の対象となった設備の導入資金
- ②「温室効果ガス排出削減計画書（別紙1）3」に記載のある取組に必要な運転資金

Q：新エネ・省エネ設備の一般型とは

A：省エネ性能が最新性能であるか省エネ効果のある設備で、エネルギー対策保証かエネルギー需要安定対策保証の対象となる設備です。（特別型の8設備を除く。）

県制度融資は県が金融機関に利子補給（年0.47%以内又は年0.67%以内）することで利用者が低利で融資を受けることができます。また信用保証協会の協力を得て保証料も割安（▲0.15%～▲0.6%）になっています。

脱炭素支援資金の概要

(令和6年4月1日現在)

区分	内容	
融資対象者	原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合	
	①新エネ・省エネ設備（特別型）	新エネ・省エネ設備を導入するもので下記の8設備 太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備
	②新エネ・省エネ設備（一般型）	新エネ・省エネ設備を導入するもので上記の8設備以外 (利用事例) クレーン、全熱交換器、エアコンディショナー、温水ボイラー等
	③温室効果ガス排出削減計画の実施	温室効果ガス排出削減計画に基づき、計画書を県に提出し、計画の実施に必要な資金 運転資金も可
	④次世代自動車等	温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入するもの ⇒電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、燃料電池バス(FCバス)、燃料電池フォークリフト、(FCフォークリフト) EV充電器、V2H充放電設備、外部給電器等の付帯設備
⑤環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物	環境性能評価でS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの ⇒床面積の合計が2,000㎡以上の建築物であり、CASBEE 静岡において、BEEランクがS又はAの評価のもの	
利率等	所定金利：2.07%以内、利子補給率：0.67%以内、 融資利率：1.4%以内 (②と③の場合は 所定金利：2.07%以内、利子補給率：0.47%以内、 融資利率：1.6%以内)	
資金用途	新エネ・省エネ、脱炭素設備等の導入に必要な資金	
融資限度額	1億円(天然ガスコージェネレーション導入の場合は3億円)	
融資期間	10年以内(据置1年以内など)	
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、 年0.3～1.3% (普通保証、エネルギー需給安定対策保証) 年0.98% (エネルギー対策保証を利用する場合) *エネルギー需給安定対策保証を付ける場合は、無担保別枠で1億円	
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
申込書類	申込書【様式第1号】、事業計画書【様式第7号、8号、9号】、設備等の見積書、決算書(直近2年間) (温室効果ガス排出削減計画の実施の場合) 資金用途説明書【様式第10号】、温室効果ガス排出削減計画書の写し、中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定通知書の写し(設備資金) (協会の保証を付す場合) 信用保証協会で定める書類 (協会の保証を付さない場合) 商業登記簿謄本の写し、印鑑証明書、県税の納税証明書	
ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028459.html	

- ・「環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物」についてのお問合せは、県建築安全推進課(054-221-3075)へ、「新エネ設備特別型で定める8設備」、「温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等」についてのお問合せは、県エネルギー政策課(054-221-2949)へ、「温室効果ガス排出削減計画書制度」についてのお問合せは、県環境政策課(054-221-3781)へお願いします。
- ・お申込は、下記の申込窓口へお願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)



Shizuoka Prefecture